



島根県報

平成19年3月13日(火)

号外第12号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	2
島根県道路管理規則の一部を改正する規則	(道 路 維 持 課)	2
県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則	(高 校 教 育 課)	2

公布された条例等のあらまし

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則(規則第6号)

- 1 規則の概要
 - 地方自治法の改正に伴う引用する条項の整理

- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県道路管理規則の一部を改正する規則(規則第7号)

- 1 規則の概要

- (1) 占用料を減免する占用物件に、自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具を追加することとした。(別表関係)
- (2) その他規定の整理

- 2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則(規則第8号)

- 1 規則の概要

- (1) 県立学校の統合再編成の実施に伴い、遠距離通学又は自宅外からの通学が必要となる生徒に対して、通学費等を貸与することにより、その経済的負担を軽減し、もって教育の機会均等に資することを目的とすることとした。(第1条関係)
- (2) 通学支援資金の貸与の要件を定めることとした。(第2条関係)
- (3) 通学支援資金の月額は、18,000円又は9,000円のうち通学支援資金の貸与を受けようとする者が選択する額とした。(第3条関係)
- (4) 通学支援資金は、貸与を受けた者が指定学校を卒業する日の属する月まで貸与することとし、貸与期間は、通算3年間を限度とすることとした。(第4条関係)
- (5) 連帯保証人及び保証人に関する事項を定めることとした。(第5条関係)
- (6) 通学支援資金の貸与決定の取消し及び休止の事由を定めることとした。(第9条関係)
- (7) 通学支援資金の返還に関する事項を定めることとした。(第10条関係)
- (8) 通学支援資金の返還を猶予する事由及び手続を定めることとした。(第11条関係)
- (9) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定に基づく通学支援資金の返還債務の免除の手続を定めることとした。(第12条関係)
- (10) 通学支援資金の返還における延滞金について定めることとした。(第13条関係)

(1) 被貸与者、連帯保証人又は保証人が届け出なければならない事項を定めることとした。(第14条関係)

2 施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。

規 則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第6号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年島根県規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第9号及び様式第10号中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第7号

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

島根県道路管理規則(昭和53年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「知事が管理する一般国道及び県が管理する」を「県が管理する一般国道及び」に改める。

別表中「路外駐車場を除く。）」の次に「及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具」を、「電線」の次に「(条例別表に規定する共架電線であるものを除く。)及び各戸引込電線」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則をここに公布する。

平成19年3月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第8号

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、県立学校の統合再編成の実施に伴い、遠距離通学又は自宅外からの通学が必要となる生徒に対し通学費等を貸与することにより、その経済的負担を軽減し、もって教育の機会均等に資することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 県は、次に掲げる要件のすべてに該当する者に対し、県立学校統合再編成通学支援資金(以下「通学支援資金」という。)を無利息で貸与するものとする。

- (1) 保護者が島根県内に住所を有する者であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる対象中学校を卒業し、かつ、同表の右欄に定める対象期間内に同表の中欄に掲げる指定学校に入学した者であること。

対 象 中 学 校	指 定 学 校	対 象 期 間
美郷町立邑智中学校 美郷町立大和中学校 邑南町立羽須美中学校 大田市立第一中学校 大田市立第二中学校 大田市立北三瓶中学校 大田市立志学中学校 大田市立池田中学校 大田市立第三中学校	島根県立島根中央高等学校	平成19年度から平成23年度まで

- (3) その世帯の全収入が知事が別に定める収入基準額以下の世帯に属する者であること。
- (4) 財団法人島根県育英会による高等学校等奨学資金、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金又は社会福祉法人島根県社会福祉協議会の生活福祉資金による修学資金の貸与を受けていないこと。

（通学支援資金の額）

第3条 通学支援資金の月額は、18,000円又は9,000円のうち通学支援資金の貸与を受けようとする者が選択する額とする。

（貸与期間）

第4条 通学支援資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、第7条の規定により知事が通学支援資金の貸与を決定した日の属する年度の4月（知事が特に必要があると認めるときは、当該貸与を決定した日の属する月）から通学支援資金の貸与を受けた者が指定学校を卒業する日の属する月までとする。ただし、その期間は、通算3年間を限度とする。

（連帯保証人及び保証人）

第5条 通学支援資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人1人及び保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 第1項の保証人は、65歳以下の独立の生計を営む成年者でなければならない。

（貸与の申請）

第6条 通学支援資金の貸与を受けようとする者は、県立学校統合再編成通学支援資金貸与申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて、在学する指定学校の長を経由して知事に提出しなければならない。

（貸与の決定等）

第7条 知事は、前条の申請に基づき通学支援資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を県立学校統合再編成通学支援資金貸与決定（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に、県立学校統合再編成通学支援資金貸与決定通知書（様式第3号）により当該申請者が在学する指定学校の長にそれぞれ通知するものとする。

（通学支援資金の交付）

第8条 通学支援資金は、前条の規定により通学支援資金の貸与を決定された者（以下「被貸与者」という。）に対し、毎月交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、数月分を併せて交付することができる。

（貸与決定の取消し及び休止）

第9条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）以降の月に係る通学支援資金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 第2条各号に定める要件のいずれかを欠くとき。

(2) 通学支援資金の貸与を辞退したとき。

2 知事は、被貸与者が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その月分）から当該事由の消滅した日の属する月の前月分までの通学支援資金の交付を休止することができる。

（返還）

第10条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後9年以内に貸与を受けた通学支援資金を返還しなければならない。

(1) 貸与期間が満了したとき。

(2) 前条第1項の規定により通学支援資金の貸与の決定を取り消されたとき。

2 通学支援資金の割賦金の年額は、次の表の左欄に掲げる貸与を受けた通学支援資金の月額に応じて、それぞれ当該右欄に定める金額を下回ってはならない。

貸与を受けた通学支援資金の月額	金 額
18,000円	72,000円
9,000円	54,000円

3 通学支援資金の返還は、月賦又は月賦及び半年賦併用による均等返還とする。ただし、繰上げ返還することを妨げない。

4 被貸与者は、第1項の規定により通学支援資金を返還するときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して20日以内に、借用証書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（返還の猶予）

第11条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、通学支援資金の返還を猶予することができる。

(1) 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校等に在学するとき。

(2) 災害又は傷病により、通学支援資金を返還することが困難であると認められるとき。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者となったとき。

(4) その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難であると認められるとき。

2 前項の規定による通学支援資金の返還の猶予期間は、同項第1号の場合にあっては当該在学期間、同項第3号の場合にあっては被保護者である期間とし、同項第2号又は第4号の場合にあっては当該事由の発生した日から1年以内の期間とし、更にその事由が継続するときは1年以内の期間を延長することができる。ただし、猶予の期間は、通算して6年を超えることができない。

3 第1項の規定により通学支援資金の返還の猶予を受けようとする者は、同項各号に掲げる事由が生じた後速やかに、県立学校統合再編成通学支援資金返還猶予申請書（様式第5号）に当該事由を証する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（返還の免除）

第12条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）第2条の規定により通学支援資金の返還債務の免除を受けようとする者は、県立学校統合再編成通学支援資金返還免除申請書（様式第6号）に返還債務の免除を受けようとする事由を証明する書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（延滞金）

第13条 被貸与者は、正当な理由がなく通学支援資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額について、年10.95パーセントの割合で算定した額の延滞金を県に納付しなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、徴収しない。

（届出）

第14条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める様式により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。 様式第 7 号
- (2) 退学し、休学し、又は復学したとき。 様式第 7 号
- (3) 連帯保証人又は保証人が氏名又は住所を変更したとき。 様式第 7 号
- (4) 連帯保証人又は保証人を変更したとき。 様式第 8 号
- (5) 通学支援資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。 様式第 9 号

2 被貸与者は、連帯保証人又は保証人が破産手続開始の決定を受けたときその他連帯保証人又は保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 被貸与者の連帯保証人又は保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

4 前 3 項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書類を添付しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(表)
県立学校統合再編成通学支援資金貸与申請書

Form with fields for applicant information, school details, financial status, and family information. Includes sections for 'In-school students' and 'Special Deductions'.

(裏)

1 記入上の注意事項

- (1) 申請書の太枠内を記入してください。
- (2) 印欄は、該当するものを で囲んでください。
- (3) 申請者、連帯保証人及び保証人の欄は、それぞれ自署してください。

2 添付書類

(1) 所得を証明する書類

次の 及び の 2 種類の証明書（最新のもの）を添付してください。

対 象 者	必 要 書 類	発 行 元
同一生計の家族全員（収入のない者を除く。）	所得証明書	市町村役場
給与所得者、年金（恩給）受給者	源泉徴収票（写し可）	勤務先等
事業所得者等	確定申告書（写し可）	各個人（税務署の受付印のあるもの）

(2) その他の証明書

該当するもののみ添付してください。

該 当 項 目	必 要 書 類
障害のある者がいる世帯	身体障害者手帳等の写し
主たる生計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している住居費、光熱水費、家具・家事用品購入費の領収書等
長期に療養を要する者がいる世帯	診断書の写し、医療費の領収書等
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	支出の増加又は収入の減少が確認できる書類

上記以外にも書類の提出をお願いする場合があります。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

印

県立学校統合再編成通学支援資金貸与決定(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった県立学校統合再編成通学支援資金の貸与については、下記のとおり決定した(不承認となった)ので、県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則第7条の規定により通知します。

記

1 決定

決定番号	号
貸与月額	円
貸与期間	年 月から 年 月まで

2 不承認

理由

様式第4号(第10条関係)

借 用 証 書



年 月 日

様

決定番号 第 号

本 人 住 所 氏 名 (印)

連帯保証人 住 所 氏 名 (印)

保 証 人 住 所 氏 名 (印)

借 用 金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
---------	----	----	---	---	---	---	---

上記金額を借用しました。

については、県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則その他の規程の定めるところに従い、下記のとおり滞りなく返還いたします。

記

1 借用明細

借 用 期 間		借用月数	借用月額	借用金額
年 月 ~	年 月	月	円	円
年 月 ~	年 月	月	円	円
年 月 ~	年 月	月	円	円
計				円

2 返還方法

割 賦 方 法 (希望する番号を で囲むこと。)	割賦方法ごとの返還月等		
	返 還 月	返還回数(回)	1回当たりの割賦金額(円)
1 月賦	毎月末日		
2 月賦及び半年賦併用	月 賦	毎月末日(12月と7月を除く。)	
	半 年 賦	毎年12月と7月の末日	

末日が金融機関の営業日でないときは、末日より前の直近の営業日とする。

様式第 5 号 (第11条関係)

年 月 日

様

決定番号 第 号

本 人 住 所 氏 名 ⑩
 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩
 保 証 人 住 所 氏 名 ⑩

県立学校統合再編成通学支援資金返還猶予申請書

県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則第11条第 1 項の規定により、下記のとおり資金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類

上記理由を証明する書類

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

様

	決定番号 第	号	
本 人	住 所		
	氏 名		印
連帯保証人	住 所		
	氏 名		印
保 証 人	住 所		
	氏 名		印

県立学校統合再編成通学支援資金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた資金の全部(一部)について返還の免除を受けたいので、県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則第12条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた資金の総額	金	円
返還未済の返還債務の額	金	円
免除を受けようとする額	金	円
免除を受けようとする理由		

添付書類

上記理由を証明する書類

様式第 7 号 (第14条関係)

異 動 届

年 月 日

様

決定番号 第 号

本 人 住 所 氏 名 ⑩
 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩
 保 証 人 住 所 氏 名 ⑩

下記のとおり異動が生じたので届け出ます。

記

区 分	記 事	異動年月日	添付書類
1 氏 名 変 更	ふりがな 新 氏 名 旧 氏 名		戸籍抄本
2 住 所 変 更	新 住 所 〒 電話番号		住民票の写し
3 退 学	年 月 日		
4 休 学	年 月 日から 年 月 日まで		
5 復 学	年 月 日		
6 連帯保証人の氏名 変更	ふりがな 新 氏 名 旧 氏 名		戸籍抄本
7 連帯保証人の住所 変更	新 住 所 〒 電話番号		住民票の写し
8 保証人の氏名変更	ふりがな 新 氏 名 旧 氏 名		戸籍抄本
9 保証人の住所変更	新 住 所 〒 電話番号		住民票の写し

(注) 該当する区分の番号を で囲むこと。

様式第8号(第14条関係)

連帯保証人(保証人)変更届

年 月 日

様

決定番号 第 号

本 人 住 所
氏 名

印

下記のとおり連帯保証人(保証人)を変更したので届け出ます。

記

1 新連帯保証人(新保証人)

住 所 〒

氏 名

印

電話番号

被貸与者との関係

2 旧連帯保証人(旧保証人)氏名

3 変更の理由

4 変更年月日

様式第 9 号 (第14条関係)

辞 退 届

年 月 日

様

決定番号 第 号

本 人 住 所
氏 名

印

下記のとおり資金の貸与を受けることを辞退したいので、県立学校統合再編成通学支援資金貸与規則第14条第 1 項 第 5 号の規定により届け出ます。

記

辞 退 す る 時 期	年 月分から
貸 与 を 受 け た 資 金 の 額	金 円
貸 与 を 受 け た 期 間	年 月分から 年 月分まで
辞 退 の 理 由	

